

平成 22 年度 建築物解体工事等における環境調査結果

【概要】

県が所管する区域（横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市を除く区域）において、大気汚染防止法第 18 条の 15 に基づく届出が行われた特定粉じん排出等作業のうち、大規模な解体工事等について作業基準の遵守状況等を確認するため、工事現場の周辺で大気中のアスベスト濃度を測定した。

【調査結果】

平成 23 年 3 月 31 日現在、7 件の調査を実施した。このうち 1 件でアスベスト製品の製造・加工工場に対する基準値（敷地境界において 1 リットルあたり 10 本以下）を超える濃度のアスベストが検出されたことから、原因究明及び改善指導を行った。

（平成 23 年 3 月 31 日現在）

No.	建築物所在地	建築物 延べ面積 (m ²)	アスベスト使用面積 (m ²)	測定日	測定結果 (本/リットル)	
					最大値	最小値
1	綾瀬市寺尾釜田	5,743	2,782	5月11日	0.11	0.057未満
2	大井町上大井	13,227	19,650	5月22日	42	0.057未満
3	箱根町仙石原	1,011	13	5月28日	0.22	0.11
4	三浦市南下浦町上宮田	5,685	2,765	8月30日	0.22	0.056未満
5	愛川町中津	—	除去面積25.4m ² 除去厚み45.0mm	9月14日	0.96	0.56
6	鎌倉市小町	1,895	504	9月17日	0.056未満	0.056未満
7	厚木市下荻野	763	475	9月30日	0.056	0.056未満

※ 太枠 (No2) の高濃度案件の原因等については、次のとおり。

(No2) 【原因】

高濃度が検出されたのは負圧集じん機排風口であり、作業現場における湿潤化の不足、負圧集じん機のフィルター取付部のテープ養生が不十分だったこと、及び負圧集じん機のフィルター等取替え頻度の不足が原因と考えられた。

【改善指導の状況】

作業現場における湿潤化の強化、負圧集じん機のフィルター等取り付け状態を確認し、風速計にて集じん機の風速を確認し、適切なタイミングで速やかにフィルター交換を行うこと等により対応した。再度環境調査を実施し、基準遵守が確認された上で工事を再開した。